

東洋大学国際PPP研究所紀要運営委員会規程

(目的)

第1条 東洋大学国際 PPP 研究所（以下「研究所」という）における PPP（Public/Private Partnership）研究の成果を研究・教育の場や社会に発信して、学術分野での研究促進と教育能力の向上を図るとともに、その成果が広く社会において活用されることを目的として発行する「東洋大学国際 PPP 研究所紀要」（以下「紀要」という）に関する業務を円滑に運営するため、東洋大学国際 PPP 研究所規程（以下「研究所規程」という）に基づき、東洋大学国際 PPP 研究所紀要運営委員会（以下「委員会」という）を設置する。

(委員会の業務)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の事項を審議し決定する他、必要な業務を行う。

- (1) 紀要発行のための基本方針に関する事項
- (2) 紀要の投稿、執筆に関する事項
- (3) 紀要の編集、掲載、審査、発行に関する事項
- (4) その他、前各号に付随する業務

(委員会の構成)

第3条 委員会は、研究所規程に定める研究所長、主席研究員のほか、必要に応じて、研究員またはシニアリサーチパートナーの中から研究所長が委嘱した者により組織する。

- 2 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長は、委員の中から互選する。
- 4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 5 副委員長は、委員の中から委員長が指名する。
- 6 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を行う。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

(紀要の発行)

第5条 紀要の発行は、年1回以上とする。

- 2 紀要の投稿、執筆、審査に関する規程・要領については別に定める。

(掲載対象)

第6条 紀要の掲載対象は、「特別論文」、「投稿論文」、「研究ノート」、「調査報告」とし、委員会が掲載の可否を決定する。

2 特別論文とは、委員会が指名するPPPに関する高度な知見を有する研究者・実務者が執筆する論文をいう。

3 投稿論文とは、紀要投稿規程に基づき投稿され、査読者による査読を経て、掲載を認めた論文をいう。

4 研究ノートとは、学術論文誌等に投稿しない、若しくは投稿の前段階にある、PPPに関連する考察・意見・提言等を取りまとめたものをいう。

5 調査報告とは、研究所が関与したプロジェクト等の概要を取りまとめたものをいう。

(掲載可否の決定通知)

第7条 掲載可否の決定結果については、委員長より執筆者に速やかに通知する。なお、修正加筆の必要がある場合、該当者に対してその旨を通知する。

(事務)

第8条 委員会の事務は、研究所が担当する。

(改廃)

第9条 規程の改廃は、本委員会が行う。

1. この規程は、2025年4月1日から施行する。